



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

平成16年
12月28日
(火曜日)
号外第3号

目次

◎佐賀県職員勤務評定規程の一部改正

(一〇) • 職員課

○訓令甲

○佐賀県訓令甲第二十号

現地機関

佐賀県職員勤務評定規程（昭和三十四年佐賀県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月十八日

佐賀県知事
古川康

受訓先中「各出先機関」を「現地機関」に改める。

第四条第一号を次のように改める。

一 本庁の本部長、農林水産商工本部生産振興部長、県土づくり本部交通政策部長、危機管理・報道監、県立病院好生館長及び東京事務所長並びに各

政策部品部長 総括政策監出納局長及び労働委員会事務局長
第十四条中「総務部人事課長」を「経営支援本部職員課長」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第一（第九条関係）

評定者及び調整者

出 納 局			水産課全国豊かな海づくり大会 推進室			力安全対策室			消防防災課原子			部企画グループ			本部企画・經營			政策監グループ			所属等名
係 主	副 課	課	右以外の職員	副 室	室	右以外の職員	係	副 室	室	右以外の職員	副 課	技 術	右以外の職員	副 課	副 課	右以外の職員	副 課	副 課	副 課	政 策 監	被評定者
長 幹	長	長	右以外の職員	長	長	長	長	長	長	長	副 技	副 部	副 長	副 課	副 部	右以外の職員	副 課	副 部	副 部	総括政策監	総括政策監
副 課 長	課	出 納 局 長	副 室 長	副 室 長	課 係	副 室 長	副 室 長	副 室 長	副 室 長	副 室 長	副 技	副 部	副 長	副 課	副 部	右以外の職員	副 課	副 部	副 部	副 課	副 課
課 長	出 納 局 長	出 納 局 長	出 納 局 長	出 納 局 長	副 本 部 長	副 本 部 長	副 本 部 長	副 本 部 長	副 本 部 長	副 本 部 長	副 部	部	長	副 本 部 長	本 部	右以外の職員	本 部	本 部	本 部	本 部	第一次調整者
出 納 局 長	出 納 局 長				本 部 長	本 部 長	本 部 長	本 部 長	本 部 長	本 部 長						右以外の職員	副 課	副 部	副 部	副 課	第二次調整者

窯業技術センタ										有田窯業大学校		大阪事務所		精神保健福祉センター					
部に属する職員			総務担当		副所長	所長	右以外の職員	部課長	副校長	右以外の職員	副所長	所長	右以外の職員	副所長	所長	右以外の職員	専任教員	主任教員	教務主任
係員長	専門研究	部長	職員	右以外の	係主任幹														
部長	副所長	係員長	副所長	副所長	副本部長	副本部長	部課長	副校長	副本部長	副本部長	副所長	副本部長	副本部長	副所長	副本部長	副本部長	係員長	教務主任	教務部主任
副所長	所長	副所長	所長	副所長	副本部長	副本部長	部課長	副校長	副本部長	副本部長	副所長	副本部長	副本部長	副所長	副本部長	副本部長	事務長	教務部長	副学院長
所長	長	所長	長	所長	長	長			長	長	長	長	長	長	長	長	学長	学院長	学院長

農業大学校																					
果樹分校 畜産分校	職員 右以外の 教員	教課	部	副	校	瀬石分場					本場の部に属する職員					職員 右以外の 教員	職員 右以外の 教員	部	係長	部	係長幹
						職員 右以外の 教員	右以外の 教員	揮下にあ る職員	係長の指 長	係員	専門研究	分場長	職員 右以外の 教員	員 専門研究	長	部	副所長	所長	長	長	
副分校長	副分校長	教課	部	副校	副校	副	部	副	本部長	分場長	係長	分場長	所長	係長	部	副所長	所長	長	長幹	課長	
分校長	分校長	部	副校	副校	副校	副	本部	本部	本部長	分場長	分場長	所長	副本部長	副部長	副所長	所長	長	長幹	副所長	所長	
校長	校長	校	校	校	校	副	本部	本部	本部長	長	長	長	長	長	長	副本部長	本部長	長	長幹	所長	
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長幹	長	

局	労働委員会事務	関	右以外の現地機	東京事務所				林業試験場					有明水産振興セ					玄海	水産振興セ	ンタ	ンタ
課長	課長	機関の長	機関の職員	右以外の職員	機関の長(乙)	課長(甲)	副所長	右以外の職員	係長	総務課長	副場長	場長	右以外の職員	調査船	係員	専門研究員	主幹	総務課長	副所長	所長	
局	機関の長	副本部長	副本部長	副所長	副所長	所長	係課	副場長	副場長	場長	副本部長	長	係課	船	副船長	副所長	所長	副所長	本部長	本部長	
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長幹	長	長	長	長	
		副本部長	副本部長	副所長	副所長	所長	場	副場長	副場長	場長	副本部長	長	副本部長	所長	所長	長	所長	副本部長	本部長	本部長	
				所長	副本部長	所長	場	長	長	副本部長	長	副本部長	長	長	長	長	長	副本部長	本部長	本部長	
				長	副本部長	長	長	長	長	副本部長	長	副本部長	長	長	長	長	長	副本部長	本部長	本部長	

備考

	副 課 長	課 長	局 長
係 長	副 課 長	長 課 長	局 長
右以外の職員 副 課 長	課 長	長 局 長	長

別表第一中 「所屬部課（機関）」を「所屬部課（機関）」に改める。
 係・班名　　担当

附則

この訓令は、公布の日から施行し、平成十六年度の定期評定から適用する。

一 本部長は、副本部長が現地機関の長を評定する場合においては、当該現地機関の長の職位と同等以上の職位にある本部内の職員を指定して評定を行わせ、副本部長がその調整を行うことにより副本部長の評定に代えることができる。

二 本部長は、副本部長が現地機関の職員を調整する場合においては、副本部長の調整の前に被評定者の職位と同等以上の職位にある現地機関以外の本部内の職員を指定して調整を行わせることができる。

三 本庁の課長及び室長並びに現地機関の長は、本庁の係長に相当する職にある者の評定及び調整を行う場合は、この表によらず職員を指定して評定及び調整を行わせることができる。

四 政策監グループとは、政策監及び佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号。以下「組織規則」という。）第二十三条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。

五 企画・経営グループとは、組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。

六 企画グループとは、組織規則第二十二条第三項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。

七 東京事務所の項の課長（甲）とは、東京事務所の課長のうち課長（乙）以外の者をいう。

八 東京事務所の項の課長（乙）とは、東京事務所の課長のうち本庁の係長に相当する職にある者をいう。

申購
込先
料
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十二月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)